

令和 7 年度第 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 6 月 5 日

担当部・課：選挙管理委員会事務局〔内線 5 8 2 2〕

① 件 名		
石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙運動用のポスター及びビラの公費負担額並びに選挙長等の報酬等の額の改定について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】</p> <p>公職選挙法において、お金のかからない選挙と候補者間の選挙運動の機会均等を図るための国政選挙における選挙運動用のポスターやビラ等の費用の公費負担（選挙公営）が規定されている。</p> <p>地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に係る公費負担については、同法に準じて、条例で定めることと規定されており、さらに、公費負担の額や選挙長等の報酬に係る基準額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律において規定されている。</p> <p>国は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定するため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正し、令和 7 年 6 月 4 日に公布・施行した。</p> <p>【目的】</p> <p>法律の改正に伴い、石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙運動用のポスター及びビラの公費負担額並びに選挙長等の報酬等の額を見直すもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】</p> <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 9 号）</p> <p>公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）</p> <p>公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）</p> <p>石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 号）</p> <p>石巻市議会議員及び石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成 1 9 年条例第 2 3 号）</p> <p>石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和 7 年 6 月 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正及び公職選挙法施行令の一部改正（令和 7 年 6 月 4 日施行）		
⑤ 主な内容		
(1) 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担額の改定		
【改定内容】		
種別	改定単価額	現行単価額
選挙運動用ポスター作成（印刷費）	5 8 6 円 8 8 銭	5 4 1 円 3 1 銭
選挙運動用ポスター作成（企画費）	3 1 6, 2 5 0 円	3 1 6, 2 5 0 円
(2) 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担額の改定		
【改定内容】		
種別	改定単価額	現行単価額
選挙運動用ビラ作成	8 円 3 8 銭	7 円 7 3 銭

(3) 石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬の改定
【改定内容】

種別	改定報酬額	現行報酬額
選挙長	勤務1回につき <u>12,200円</u>	勤務1回につき <u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	勤務1回につき <u>14,500円</u>	勤務1回につき <u>12,800円</u>
期日前投票所の投票管理者	勤務1回につき <u>12,800円</u>	勤務1回につき <u>11,300円</u>
開票管理者	勤務1回につき <u>12,200円</u>	勤務1回につき <u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	勤務1回につき <u>12,400円</u>	勤務1回につき <u>10,900円</u>
期日前投票所の投票立会人	勤務1回につき <u>10,900円</u>	勤務1回につき <u>9,600円</u>
選挙立会人、開票立会人	勤務1回につき <u>10,100円</u>	勤務1回につき <u>8,900円</u>
外部立会人	勤務1日につき <u>12,400円</u>	勤務1日につき <u>10,900円</u>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

選挙運動用のポスター・ビラの印刷作成に要する費用の公費負担額の改定により、立候補や選挙運動を行う候補者の負担が軽減され、立候補しやすい環境の推進に寄与する。

また、選挙長等の報酬の改定により、担い手不足の問題が深刻となっている選任確保の一助となることが期待される。

【市財政への負担】

市の選挙においては、基準額等の改正により以下のとおり負担増となる。

- ・選挙運動用ポスター作成（候補者1人あたり） 19,000円
影響額 市議選挙：817,000円
市長選挙：57,000円
- ・選挙運動用ビラ作成（候補者1人あたり）市長：11,000円、市議：3,000円
影響額 市議選挙：129,000円
市長選挙：33,000円
- ・選挙長等の報酬（平均1,437.5円）
影響額 市議選挙：784,000円
市長選挙：784,000円

なお、ポスター及びビラについては、候補者が作成する枚数により金額が変動するため、影響額は直近の選挙執行により算出したもの。

また、国県の選挙においては、執行経費基準に基づき委託金が交付されるため市財政の負担増は生じない。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

参議院議員通常選挙に伴う改正として、条例等で公費負担額を定めている全国の自治体で一律の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- 令和7年6月 ・石巻市議会第2回定例会に条例の一部改正について提案
・石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、石巻市議会議員及び石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例、石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（令和7年6月4日遡及適用）
- 7月 参議院議員通常選挙から適用

⑨ その他